

佐賀県告示第224号

鳥獣保護区の指定（平成15年佐賀県告示第569号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(1)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 <u>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>その(1)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 <u>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>
<p>その(2)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 <u>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p>	<p>その(2)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 <u>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p>

改正前	改正後
<p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>